

郵便による入札の注意事項（物品購入）

郵便による入札においては、地方自治法、同法施行令、堺市契約規則等関係法令、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則その他指示事項を承知の上、参加してください。

1. 郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書には、金額（入札金額は単年度の総価を記載してください。）、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（代理人を選定している場合はその委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名）を記入し、堺市調達課へ登録の印鑑を鮮明に押印してください。
- (2) 入札書は当協会から交付する入札書封入用小封筒（緑色）に入れ、封かんしてください。
- (3) 入札書封入用小封筒（緑色）の表面には、入札日、件名、業務番号は記入済みですので、裏面に堺市への登録の会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（代理人を選定している場合はその委任先の住所、名称及び委任を受けている代理人の職氏名）を記入し、入札書に押印した印鑑を3箇所（裏面割印を含む）に押印してください。
- (4) 当協会から交付する入札書郵送用大封筒（青色）に、入札書を入れ封かんした入札書封入用小封筒（緑色）を同封し、差出人欄を記入の上、「書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）」で郵送し、入札が終わるまで差出控えを保管してください。
- (5) 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。
- (6) 入札の参加を辞退される業務がある場合には、当該業務について「競争入札参加辞退届」に記入押印の上、当協会から交付する入札書郵送用大封筒（青色）に同封し郵送してください。

2. 提出期限

郵便による入札書の提出期限は、入札説明書に記載の提出締切日（必着）とします。業務の提出締切日までに入札書が届くように提出してください。なお、提出期限までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

3. 入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

4. 入札関係書類の再交付

当協会から交付した、入札書、入札書郵送用大封筒（青色）、入札書封入用小封筒（緑色）等の入札関係書類を書き損じ、破損、亡失した場合は速やかに業務契約担当課へ申し出、再交付を受けなければなりません。

5. 郵便による入札方法の不備について

次のいずれかに該当する場合は無効となります。

- (1) 入札説明書にて定める入札書提出締切日時までに当協会へ到着しないとき
- (2) 書留郵便等（郵便追跡サービスが利用でき、かつ、受取人の受領印が必要とされる郵便）以外で届けられたとき
- (3) 当協会指定の入札書郵送用大封筒（青色）以外の封筒で郵送されたとき
- (4) 入札書郵送用大封筒（青色）を2通以上郵送した場合
- (5) 入札書郵送用大封筒（青色）を開封した際に、入札書封入用小封筒（緑色）が封かんされていないとき、又は入札書大封筒に入札書が直接入っているとき
- (6) 当協会指定の入札書封入用小封筒（緑色）以外に入札書を封かんしたとき
- (7) 1つの入札書封入用小封筒（緑色）に2つ以上の入札書が封入されていたとき
- (8) 入札書と入札書封入用小封筒（緑色）の件名が一致しないとき

- (9) 入札書の金額欄が訂正されているとき、又は金額の記載が不明瞭なとき
- (10) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき
- (11) 入札書が正しく記載されていないとき
- (12) 入札書に記名押印がないとき
- (13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき
- (14) 本件公示に示した入札に参加する資格のない者がした入札
- (15) 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札
- (16) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき
- (17) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき
- (18) その他、公正な入札執行を阻害する入札
- (19) その他、堺市契約規則第22条及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第20条に該当する入札

6. 開札

- ①開札は、入札説明書で定めた日時及び場所において行います。
- ②開札時の立会いは、公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立ち会うことができる。ただし、その際は、開札場所への入室は1者1名とし、入室の際に「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書」の提示が必要となります。
- ③開札時に持参する物
 - ・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
 - ・入札書に押印している印鑑(代理人が出席する場合は委任状に押印されている個人印)
 - ・委任状(代理人が出席する場合のみ)
 - ・筆記用具
- ④開札

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、契約の手続き(落札決定後、5日以内に契約締結をする。)に入ります。また、落札者が当該業務の契約に応じない場合は、当該入札を無効(堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき、指名停止の措置をおこなうことがある)とし、予定価格の制限範囲内の価格で入札した者のうち、次順位以降の者を順次繰り上げ、落札者とする。

7. 開札の結果、落札予定業者がないとき

入札回数は1回とし、再度入札は行いません。入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、後日、速やかに入札方法を改めて新たに入札を行います。

8. 開札の結果、同価の落札金額の入札者が2人以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを行い落札者が決定します。なお、入札者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者が引き、参加していない場合は、立会人(当協会の当該入札事務に関係の無い職員)が代わって行います。

なお、立会人として代理人が参加する場合は、当該入札における委任状を持参するものとし、持参しない場合はその者がくじを引くことができません。その場合は参加していない時と同様に、立会人が代わってくじを引くものとします。

9. 入札結果の連絡

落札者にのみ、入札結果を電話にて連絡します。なお、入札結果は後日、堺市公園協会ホームページ(<http://www.sakai-park.or.jp/>) 入札情報で公表する予定です。